

令和 7 年 8 月

遊佐町農業委員会第 5 回総会議事録

1. 開催日程 令和 7 年 8 月 25 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 25 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 解約について
- 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 4 賃借料変更通知書の受理について
- 議第 15 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 16 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議第 17 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 18 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について
- 議第 19 号 農用地利用集積等促進計画について

4. 出席委員 (15 名中 12 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1		2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小田原英史			7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9		10	高 橋 茂 央	11	高 橋 晃 弘	12	小 松 正 志
13		14	那 須 久 美	15	齋 藤 勝 広	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	9	小野寺一博	13	前 川 一 城		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (3 名)

太田智光事務局長、石垣学係長、高橋息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	それではただ今から遊佐町農業委員会の8月定例会を開催いたします。 初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3番榊原一男委員	本日の出欠状況を報告いたします。 欠席委員は3名、出席委員は12名で過半数の委員が出席しております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。 それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) では14番 那須久美委員と15番 齋藤勝広委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の高橋主事を指名いたします。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 はじめに報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	ご説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。合計2件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、報告事項2. 解約について。第三者への所有権移転のために解約するもので、関係する案件の詳細については議題15号で説明いたします。 報告事項3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について。番号5と番号6は農地転用のために解約するものです。番号7と番号8は第三者へ利用権設定のため解約するものです。なお、それぞれに関係する案件については、後ほど各議案で説明いたします。 続きまして、報告事項4. 賃借料の変更通知書の受理について。それぞれで当事者の合意により賃借料を変更するものです。 事務局からは以上です。

議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。ありませんか。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤委員長より報告をお願いします。
15 番齋藤勝広委員	8 月 18 日に、第 2 会議室で委員 6 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積等促進計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 15 号、16 号、19 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 15 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 今月に申請があったのは番号 4～5 の 2 件になります。それぞれ説明します。 番号 4、5 筆、1,169 m²。 譲受人は新規就農者ということで、第三者の紹介で譲渡人と売買で合意したようです。 また、譲受人は農地だけでなく、譲渡人が所有する宅地も同時に購入するようです。現地調査は小松委員にお願いしており後ほどご報告をお願いいたします。 番号 5、2 筆、314 m²。 現地は水かけの設備がない普通の畑のようです。ソーラーパネルを設置したことで、当初は電線を引く際に川沿いを回って引くような遠回りするルートだったので、最短で電線を引けるように使っていない畑だった申請地の売買で合意したようです。 現地調査は石垣建委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。以上です。
議長	それでは、番号 4 について、12 番小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。
12 番小松正志委員	事情は事務局からの説明のとおりです。譲受人は譲渡人を紹介してくれた人のところで働いており、農地を紹介されてやる気満々で管理もしっかりするよう話をしていますので問題ないと思います。以上です。
議長	次に番号 5 について 8 番石垣建委員からも現地調査の報告を詳しくお願いいたします。
8 番石垣建委員	7 月末に農地転用追跡調査をした中で、垂直型のソーラーパネルをご覧になったかと思います。そこで発電した電気を送電するために、電線を接続しないといけないわけですが、最短ルートを通すために申請地の中に電柱を 2 本建てるということで、両方で売買の話が成立したということです。現地は周辺も含めて年 1 回の草刈りはしているようですが、何も作られていない農地になります。電柱を立てた後も、スプリンクラー設備も無く、何かを植えるというような状態ではないので年に数回程度の草刈りで農地として維持すると思いますけども、今後も何か植えるという使い方は難しいだろうと現地を見てきました。以上です。

議長	それでは、質疑に入ります。 はじめに、番号 5 について審議いたします。この案件は 15 番の齋藤勝広委員に関する案件ですので一時退席願います。 (齋藤勝広委員 一時退席) それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので質疑を打ち切り採決いたします。 議第 15 号、番号 5 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。齋藤委員は着席願います。 (齋藤勝広委員 着席) 次に番号 4 について審議いたします。何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 15 号、番号 4 について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 15 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 16 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 3 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による賃借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 月に申請があったのは番号 8～9 の 2 件ですが、どちらも報告事項 3 で解約した場所を、新耕作者と賃貸借で合意したものです。現地調査は齋藤勝広委員にお願いしていただきましたので、後ほどご報告をお願いします。事務局からは以上です。
議長	それでは、番号 8、番号 9 について齋藤勝広委員より現地調査の報告をお願いします。
15 番齋藤勝広委員	番号 8、9 の借人は私たちと一緒に加工用の大根を作っている方で、去年頑張って成績が良かったようで、もう少し増やしたいと畑を探していたそうです。 8 番の場所は今までも同じグループの方が作っていましたが、近くに新しく畑が見つかったということで新耕作者に明け渡すことにしたようです。 9 番も以前から同じグループの方が作っていましたが、高齢による縮小で新耕作者と貸借で合意したということです。 地主はいずれも作ってくれる方なら、ぜひともお願いしますということでした。借人も意欲的に取り組んでいる方なので問題ないと思います。 以上です。

議長	それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第 16 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 16 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 17 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	説明いたします。審査基準書は 5 ページ、補足説明資料は 1 ページからご覧ください。 番号 2、1 筆、482 m²です。 申請理由は駐車場・資材置場用地のためです。 申請地は、集落の中央に位置し、都市計画区域内で第一種住居地域、農業振興地域外、土地改良事業受益地外の農地であります。市街地の区域にある農地であるため、第 3 種農地と判断されます。 申請地の東側と北側は宅地で北側は水路を挟んで空き地となっており、西側は 4m 未満の法定外道路、南側は水路を挟んで農地となっています。申請者はすぐ北側の町道を挟んだところに事務所を構えていますが、事業所内に資材置場や駐車場がないことから、事務所に近い申請地を利用するため申請したものです。 先ほど、報告事項 3 番号 6 でご報告した農地で、7 月 30 日付けで合意解約しております。 自宅から近いため利用場所としても都合も良く資金も通帳の残高により確認して確実性があり、業務上必要な用地と判断されるため許可相当と考えます。 18 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、大谷委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。 事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、7 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7 番高橋正樹部会長	審査基準書の 5 ページ、6 ページをご覧ください。 ここは今まで貸借の契約がありましたが、空き地になっていました。現地の写真を見てもらうとわかるとおり、写真の茂みになっているところに水が自噴していて池がありました。その池も埋め立てて、使うということでしたので自噴している水の処理を周りの迷惑にならないようにしてくださいと話をしてきました。資材置き場と駐車場ということで問題は無いと思います。以上です。
議長	次に、8 番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番石垣建副部会長	部会長からの説明のとおりです。地目は田ですが、田という状態ではありませんでした。資材置き場に使うということで、土地の有効利用になるので問題ないかと思います。以上です。
議長	次に、2 番大谷委員より現地調査の報告をお願いします。

2 番大谷浩夫委員	部会長、副部会長と一緒に現地調査をしてきました。問題は自噴している水の処理だけだと思います。すぐ近くに側溝がありましたので、そこに業者さんが排水をつなぐのかなと思います。他は特に問題ないと思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 議第 17 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 17 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 18 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明をお願いします。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 9 頁、補足説明資料は 14 頁からご覧下さい。 番号 4-1、1 筆、378 m²。 番号 4-2、1 筆、710 m²のうち 210 m² 借人は法人で、申請理由は内水面養殖事業を行うための一時転用で申請したものです。 5 年半ほど前から日向川鮭生産組合より生け簀を借りて養殖事業を展開しており、今では山形県ニジサクラブランド推進協議会の正会員にも登録され養殖事業を行っていましたが、昨年 7 月の大雨で日向川が氾濫し生け簀が全滅したため、地下水が豊富な地域で復興したいと適地を探していたようです。 申請地は、集落の南側に位置し、現在は耕作されておらず、東側と南側は農道、北側は河川堰、西側は法定外公共物を挟んで耕作されていない農地と隣接しています。 都市計画区域内、農振農用地区域内、土地改良事業受益地内となっており、地域計画区域内のため、8 月 7 日に農業委員と現場確認し協議したところ、一時利用であり周辺農地の営農条件にも影響ないのご意見がありました。 また、番号 4-1 に関しては、先ほど、報告事項 3 番号 5 でご報告した農地で、8 月 1 日付けで合意解約しております。番号 4-2 との間には法定外公共物を挟んでおりますが、併用地として利用したいとのことから、管理する町と協議済みであり、占有権許可決定を受けていることを確認しております。 通常、一時転用期間は 3 年以内となっておりますが、令和 3 年 4 月 4 日付け「農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて」通知が農水省から発出されており、地域の農業振興と調和のとれた養殖事業を円滑に促進する観点から、農地を養殖池とする場合における一時転用について、申請者と町が協定書を締結することにより、

事務局	一時転用期間が10年以内に延長することが可能となっています。協定書は令和7年7月29日付けで締結に至っております。 一時転用であり、月光川土地改良区からの意見書で、協議事項に関して申請者が誓約しており、また、資金残高証明により原状回復も確実に行われる見込みがあること、周辺農地への営農条件にも影響が少ないと思われることから、許可相当と判断されます。 18日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、大谷委員の3名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、7番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7 番高橋正樹委員	審査基準書の9ページと10ページをご覧ください。 先ほどの説明と重複しますが、この法人はこれまで山形県のニジサクラ推進協議会の正会員として養殖をしてきたそうです。しかし、昨年7月の大雨で全滅したため、新たな場所でもう一度養殖を始めようとしたようです。建物を建てるわけではなく、野ざらしの場所に直径6メートル、高さは1メートル20センチの生け簀を4つ置くそうです。問題は無いと思いますが、鳥獣被害にも十分気を付けてくださいと話してきました。成功もお祈りしています。以上です。
議長	次に、8番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番石垣建委員	補足説明資料の21ページをご覧ください。 写真をご覧くださいと、真ん中に月光川が流れています。この川筋に堤防が築かれていますけども、左側の堤防が真ん中で上に跳ね上がるように切れています。それに合わせるように右からくる堤防も切れています。切れている部分も土盛りをして堤防の形になっていますが、このような特殊な構造の中に申請地があります。大雨で月光川の水位が上がれば田んぼのほうに水を流す、もしくは田んぼの水を月光川に流すということで、堤防がこのような形になっているようです。 次に審査基準書の10ページの写真をご覧ください。 ご覧のとおり地面の高さが低くなっています。これは大水の際にここを水の流路にするための構造のようです。地目は田ですが、田として使えるような場所ではありません。ここに生け簀を置くということです。 業者の方と話していて思ったのですが、1分間に900リットルの排水されるということで、排水はろ過して月光川に直接流すようで、ろ過で出た残渣は乾燥して肥料として売るような話でした。 土地の使い方については有効活用になるので問題ないと思います。以上です。
議長	最後に、2番大谷浩夫委員より現地調査の報告をお願いします。
2 番大谷浩夫委員	お二人の説明のとおりですが、補足説明資料に23ページに図面がありますけれども、駐車場の部分だけは少し盛土をするかもしれないということでした。排水には図面にある水路を利用するようです。これは土地改良区の水路のようですが、これに接続するということです。図面で言うと左側にマスを設置して排水のろ過をして月光川には、堆積物が流れないようにするということでした。水路付近の草刈りについても借人で行うということでした。 井戸から必要な水量を確保できるかが一番のポイントになるかと思いますが、成功を祈っています。以上です。
議長	それでは質疑に入ります。この案件は、12番 小松正志委員に関する案件ですので、小松委員は一時退席願います。 (小松正志委員 一時退席) ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発

	言のある方は挙手願います。 (石垣建委員が挙手し議長が指名する)
7 番石垣建委員	この案件は町での他部局との調整はされていますか。
事務局	申請者はこの件について今年の1月、2月頃から農業委員会、農業委員会、その他関係各課に相談にきて場所を探していた経過があります。当初から候補地を数か所挙げて選定を進めていましたが、排水や周囲への影響を考慮し今の場所での申請となりました。水量についても、自噴では必要な水量の確保は難しいと思われるので町から話もしています。最終的には関係各課との調整をクリアした上での最後の手続きが農地転用申請になっています。とにかく早く代替地を見つけたいということで、やっと農地転用申請になったということです。水量の確保など懸念される様々な事項については、あらかじめ町から申請者には伝えた上での申請になっています。
議長	他にありませんか。 (大谷浩夫委員が挙手し議長が指名する)
2 番大谷浩夫委員	この場所が増水で水量調整の流路になった時に生け簀が流されることはないのかと聞いてみましたが、対策は検討してみますと話していましたが実際のところどこまで水没するのでしょうか。
事務局	昔、堤防が破れて集落のほうまで水がついたと聞いています。現地は水門が無いので大水が発生した場合はそのまま水が流れ込むと思います。
	他にありませんか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第18号農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 小松委員は着席願います。 (小松正志委員 着席) それでは、議第19号農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	はじめに、所有権移転について説明いたします。 番号1、1筆、1,388㎡。 この場所は30年くらい前から譲受人が耕作している場所で、数年前にも売買手続きをしたようですが、当時の所有者が手続き中に亡くなってしまったため、相続登記を待つて再度申請となったものです。 番号2、3筆、5,791㎡。 この二人は何度も売買をしており、申請地に隣接する圃場も去年の12月に売買しています。この場所は抵当権がついていた関係で申請が遅くなったものです。また、この案件は譲受人が現在耕作している場所を取得するものになります。 番号1、2の現地調査は高橋茂央委員にお願いしていましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。

	番号 3、1 筆、5,225 m²。 この案件は 1 年ほど前から事務局でも話は聞いていたのですが、当事者に動きがなく話を進まずにいたところ、今年の 5 月に譲渡人から事務局に相談があったため譲受人の意向を確認し、今回申請となったものです。 申請地の左下が欠けていますが、ここは今回の所有権移転を見越して去年に売買しており、取得済みの場所と隣接する形になっています。 また、現地調査は那須委員にお願いしていましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 番号 4、1 筆、594 m²。 この案件は、申請地の道路挟んで向かい譲受人の作業小屋のようなものがある場所です。すぐ近くに所有地があったため畑が使われずに荒れていくことを心配した譲受人から事務局に相談があり、所有者と連絡を取り売買で合意したものです。 現地調査は小松委員にお願いしていましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 つづきまして、利用権設定ですが、今回申請の 15 件はすべて基盤法で契約していたものを、中間管理機構を通す形で契約更新するもので実質的には再設定の案件になります。 最後に利用権移転について、今回申請の 2 件は、法人から個人となっていますが、どちらも申請地を耕作しているのは譲受人のようで借人を実際の耕作者に合わせるために利用権の移転をするものです。 事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、所有権移転の番号 1、番号 2 について、10 番 高橋茂央委員より現地調査の報告をお願いします。
10 番高橋茂央委員	報告します。審査基準書は 13 ページになります。 番号 1 は集落北側に位置していて、譲受人が 30 年くらい前から借りて耕作している場所になります。元々、3、4 年前に当時の所有者から頼まれ売買手続きをしていましたが手続き中に亡くなってしまい話が流れてしまいました。その後、相続手続きをして再度売買手続きをしていましたが、その方も手続き中に亡くなってしまい、現所有者で 3 度目の手続きになります。現在は水稻をしていて、管理もしっかりされているので問題ないと思います。 番号 2 は先ほどの場所の北西側での圃場です。申請地の北側の同所有者の田を去年 12 月に売買しています。今回の申請地も元々買う予定でしたが抵当権がついていたため、抹消し申請となりました。ここも水筒を作付けして管理もしっかりされているので問題ないと思います。以上です。
議長	次に、所有権移転の番号 3 について、14 番 那須久美委員より現地調査の報告をお願いします。
14 番那須久美委員	今回の申請地は 3 月総会で譲受人が取得した場所の隣接地になります。今回の申請地も当時から売買の話があり、所有者に確認したところ後継者もいないため、多少安くても売れるなら良いと親族でも納得しているとのことでした。8 月 14 日に現地を確認したところ、圃場にあった畦畔も取り除かれ、きれいに管理されていました。 この圃場は基盤整備から 50 年以上経過し、中山間部にあたるため条件も悪く手間がかかる場所で近隣の方もどんなに安くてもいないという

14 番那須久美委員	話で、元々、前耕作者にあった売買の話が隣接耕作者に振られ、その話がさらに譲受人に話が振られる形で、なかなか受け手がないところをきれいに作付けしてくれているのでありがたいのかなと思います。以上です。
議長	次に、所有権移転の番号 4 について、12 番 小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。
12 番小松正志委員	皆さんご存知のとおり、譲受人は後継者もしっかりしていて、なかなか引き受けてくれる人がいない場所を引き受けていただいたところですよ。後継者もいますので問題ないと思います。以上です。
議長	それでは始めに、利用権移転の番号 1 について審議いたします。 この案件は、4 番 高橋敬委員と 8 番 石垣建委員と 15 番 齋藤勝広委員に関する案件ですので、高橋敬委員と石垣建委員と齋藤勝広委員は一時退席願います。 (高橋敬委員、石垣建委員、齋藤勝広委員 一時退席) それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第 19 号、利用権移転の番号 1 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。高橋委員と石垣委員と齋藤委員は着席願います。 (高橋敬委員、石垣建委員、齋藤勝広委員 着席) 次に、利用権移転の番号 2 について審議いたします。この案件は、3 番 榊原一男委員と 7 番 高橋正樹委員に関する案件ですので、榊原一男委員と高橋正樹委員は一時退席願います。 (榊原一男委員、高橋正樹委員 一時退席) それでは質疑に入ります。何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第 19 号、利用権移転の番号 2 について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。榊原委員と高橋委員は着席願います。 (榊原一男委員、高橋正樹委員 着席) 最後に、ただいま審議いただいた案件以外について質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 19 号について、原案のとおり異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 19 号 農用地利用集積等促進計画案について、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

議長	予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) 無いようですので、これで8月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。
----	---

遊佐町農業委員会会議規則第 13 条の規定により、ここに署名します。

令和 7 年 8 月 25 日

議 長.....佐藤.....充.....印

議事録署名委員

1 4 番.....那須.....久美.....印

1 5 番.....齋藤.....勝広.....印